

鳥取県告示第 780 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町152-2地先から同市古市173-2地先まで	変更前	23.0 ~33.0	136.0
		変更後	23.0 ~31.0	136.0